

計画作成年度	平成 31 年度
計 画 主 体	え り も 町

# えりも町鳥獣被害防止計画



## 《連絡先》

担当部署名 : えりも町産業振興課林務係  
所在地 : 北海道幌泉郡えりも町字本町206番地  
電話番号 : 01466-2-2111  
FAX番号 : 01466-2-4633

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対 象 鳥 獣	ニホンジカ、ヒグマ、キツネ、カラス類、アライグマ、ゼニガタアザラシ
計 画 期 間	平成31年度～平成33年度
対 象 地 域	北海道幌泉郡えりも町（町内一円）

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成29年度 野生鳥獣被害調査等による）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ニホンジカ	牧草・ロールサイレージ（食害） その他（庭木・フン害）	10,996千円 215.47ha・45.98個 — ※森林被害除く
ヒグマ	ふ化場ほか	—
キツネ	家庭菜園ほか	—
カラス類	牧草（剥離）ほか	—
アライグマ	野菜ほか	—
ゼニガタアザラシ	サケ定置網内のサケ（食害） サケ定置網を破る等	H29間接被害 48,534千円 サケ14,880尾

（注）被害品目、被害数値については、今後、詳細な調査を要する。

(2) 被害の傾向

ニホンジカ	平成10年度頃から牧草の農業被害が発生、個体数の増加に伴い被害も増加傾向にある。 また、繁殖時期のオス鹿が軽種馬にケガをさせるものもいる。 その他に漁業者から干場を荒らすなどの捕獲要請も増えている。
ヒグマ	例年目撃情報があり、秋時期はふ化場へ侵入し採卵用のサケを食い荒らしている。 また、観光時期に旅行者からの通報も多い。
キツネ	人家近くでの目撃情報が多く捕獲要請も多い。
カラス類	牛舎へ侵入し飼料等の被害があるも、詳細は不明である。 また、5月から6月頃の繁殖時期への人身被害と巣（卵）の撤去の要請がある。 牧草を剥離しコガネムシの幼虫を食べ、牧草地を傷める被害も増えている。
アライグマ	平成26年度に初めて町内で目撃されて以降、町内全域でアライグマが生息しているのを確認している。 家庭菜園や畜舎に侵入するなど実質的な被害が懸念される。
ゼニガタアザラシ	近年、顕在化しており被害数の増減はあるが、被害率は増加傾向にある。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（平成29年度） 被害金額、被害面積等	目標値（平成33年度） 被害金額、被害面積等	現状値と目標値 の比較
ニホンジカ	牧草、ロールサイレージ 10,996千円 215.47ha・45.98個 ※森林被害を除く	牧草、ロールサイレージ 3,662千円 71.82ha・15.3個 ※森林被害を除く	66.7%減
ヒグマ	—	—	—
キツネ	—	—	—
カラス類	—	—	—
アライグマ	—	—	—
ゼニガタアザラシ	48,534千円 サケ14,880尾	33,974千円 サケ10,416尾	33%減

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>地元猟友会ハンターの協力を得て銃器・箱わな等による有害鳥獣の捕獲を実施。捕獲報償金及び補助金を支出している。</p> <p>ニホンジカ ↳ 銃器・わな</p> <p>ヒグマ ↳ 銃器・箱わな</p> <p>キツネ ↳ 銃器・わな</p> <p>カラス類 ↳ 銃器・手捕り(卵)</p> <p>アライグマ ↳ わな</p> <p>ゼニガタアザラシ ↳ シールスクラム・かかし等</p>	<p>ニホンジカ 牧場や夜間など、捕獲困難な場所と時間帯に出没するため、捕獲に苦慮している。 エゾシカ有害鳥獣捕獲補助金も、ハンターが積極的に捕獲するよう財政状況を考えながらの設定が必要。</p> <p>ヒグマ 経験のある後継者(ハンター)の育成と箱わなに係る許可取得者の確保。</p> <p>キツネ 銃器による捕獲が困難であるが、近年、捕獲頭数が増加傾向のため、箱わな等により被害軽減を図ることが必要。</p> <p>カラス類 銃器の使用できない民家周辺が多いことから、捕獲が増加しない状況にある。 また、巣の撤去についても設置個所が高く対処できない状況である。</p> <p>アライグマ 家庭菜園や家屋侵入に備え事前に防除や捕獲体制を整備する必要がある。箱わなを活用し、生息域拡大による被害防除と生息範囲を把握する。</p> <p>ゼニガタアザラシ 平成27年に絶滅危惧種から準絶滅危惧種へ引き下げられたことにより、計画的な捕獲による個体群管理が可能となったが、当町の重要な観光資源でもあることから、漁業被害の軽減と両立させた取り組みを行い、共存・共栄を図っていく必要がある。</p>
防護柵の設置等に関する取組	電気柵の設置	<p>電気柵・ネットフェンスの維持管理。 柵の内側に残っているエゾシカの個体数調整。 未設置箇所への設置。</p>

(5) 今後の取組方針

<p>ニホンジカ エゾシカ保護管理計画に基づき、個体数指数の減少が確認されるまで捕獲頭数の増加を図るとともに、電気柵やネットフェンスによる侵入防止も図る。また、捕獲物の有効活用やジビエ等の利用に取り組む。</p> <p>ヒグマ 繰返し出没する個体や人身事故の恐れがある個体のみ捕獲する。また、防護柵等で侵入防止を図る。</p> <p>キツネ、カラス類 生活圏内での捕獲要請のため、捕獲困難な場合も多いが、住民生活に支障のない範囲で捕獲に努める。</p> <p>アライグマ 特定外来生物の防除計画により、捕獲体制の整備と被害の未然防止を図り、積極的に捕獲に努める。</p> <p>ゼニガタアザラシ えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画に基づき、個体数調整による生息数の管理と定置網の改良等による被害防除対策を実施し、個体群の維持と漁業被害の軽減を図る。</p>
--

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

地元猟友会員を町非常勤職員の鳥獣被害防止対策実施隊員として委嘱する。

#### (2) その他捕獲の体制に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
31	ニホンジカ、ヒグマ、キツネ、カラス類、アライグマ	ハンター保険の助成等による担い手の確保・育成を図る。
32	ニホンジカ、ヒグマ、キツネ、カラス類、アライグマ	同上
33	ニホンジカ、ヒグマ、キツネ、カラス類、アライグマ	同上

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

##### 捕獲計画数等の設定の考え方

近年の被害状況及び捕獲実績を基に設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	31年度	32年度	33年度
ニホンジカ	2,500	2,500	2,500
ヒグマ	3	3	3
キツネ	80	80	80
カラス類	300	300	300
アライグマ	50	50	50

##### 捕獲等の取組内容

捕獲予定場所は、町内一円。

捕獲手段は、銃器とわなによる捕獲。

ニホンジカ：銃器、わな（年間を通して）

ヒグマ：銃器、箱わな（4月から12月の間）

キツネ：銃器、わな（年間を通して）

カラス類：銃器、手捕り（年間を通して）

アライグマ：わな（年間を通して）

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	31年度	32年度	33年度
ニホンジカ ヒグマ	侵入防止電気柵の設置 ネットフェンスの維持補修	侵入防止電気柵の設置 ネットフェンスの維持補修	侵入防止電気柵の設置 ネットフェンスの維持補修

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
31	ニホンジカ、ヒグマ、キツネ、アライグマ、ゼニガタアザラシ	侵入防止電気柵並びにネットフェンスの維持管理、軽種馬農家周辺でのくくりわなによる捕獲、被害農家への獣害防止知識の普及啓発、緩衝帯の設置、被害実態の詳細調査、威嚇・追い払い、定置網の改良による被害削減
32	ニホンジカ、ヒグマ、キツネ、アライグマ、ゼニガタアザラシ	同上
33	ニホンジカ、ヒグマ、キツネ、アライグマ、ゼニガタアザラシ	同上



5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	日高東部鳥獣被害防止対策広域協議会
構成機関の名称	役割
浦河町、様似町、えりも町	・総括的な協議会の運営
ひだか東農業協同組合	・被害防除対策、被害状況調査及び把握、生息・出没などの情報提供
ひだか南森林組合、日高東部森林組合	・被害防除対策、被害状況調査及び把握、生息・出没などの情報提供
北海道猟友会浦河支部	・捕獲活動など被害防止を実施 ・対象鳥獣捕獲員などに任命を受けての被害防止実施隊に協力 ・エゾシカの一斉捕獲活動に参加
日高農業改良普及センター	・被害防止対策への指導、助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
日高振興局保健環境部環境生活課	被害報告（野生鳥獣類）のとりまとめ等
日高振興局産業振興部農務課	計画の協議及び補助事業への指導等
日高振興局産業振興部水産課	被害報告（海獣類）のとりまとめ等
その他関係団体	連絡調整・その他

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

構成：えりも町産業振興課職員5名、北海道猟友会浦河支部えりも分区のうち14名

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲物（ニホンジカ、ヒグマ）はジビエ等の利用に努め、残滓は適正に処理する。  
また、ヒグマ、キツネ（必要に応じて）は、検体として行政機関に提供する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

肉（ニホンジカ・ヒグマ）の一部は利活用  
捕獲したニホンジカを地域資源として位置づけ、平成22年度開設したエゾシカ解体  
処理施設の有効活用を図り、食肉加工やペットフード等として適正に処理する。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

